

令和6年

北秋田市林業インターンシップ補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、林業や木材産業（以下「林業等」という。）の事業継続のため、インターンシップ制度の運用により林業等事業者と林業等に興味・関心のある者の仲を取り持ち、制度利用者が実際に体験することにより林業等への理解を深め、就業する場合のミスマッチを防止し、人材を確保することを目的として、北秋田市林業インターンシップ補助金交付要綱（令和6年北秋田市告示第85号）における運用において必要な事項を定めるものである。

(制度利用に係る申請)

第2条 制度利用を希望する者は、希望する期日の2ヶ月前（申請日が週休日となる場合は、その週休日の前日まで）までに、林業インターンシップ制度申込書（様式第1号）を申請するものとする。

(利用の決定)

第3条 市長は、申請により登録された事業者と調整の上、事業者の決定を行うものとし、林業インターンシップ制度決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(研修日程の調整)

第4条 前条により決定の通知を受けた者は、研修開始の10日前までに旅行予定表（様式第3号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による提出にともない、受入事業者へ通知するものとする。

(研修終了の届出)

第5条 第3条による制度の決定通知を受けた者は、研修終了後、次に掲げる書類を補助金の実績報告時に提出しなければならない。

- (1) 研修終了届（様式第4号）
- (2) 研修報告書（様式第5号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

北秋田市長 様

住 所

氏 名

⑨

電話番号

E-m a i l

令和 年度において、次のとおり林業インターンシップを希望しますので北秋田市林業インターンシップ補助金交付要領第2条に基づき申請します。

1 希 望 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

2 希望業種内容（希望する項目に○を付して下さい）

- ・ 育 苗
- ・ 保 育（新植、下刈、切捨間伐）
- ・ 伐 採（搬出間伐、皆伐）
- ・ その他（ ）

3 希望事業者 第1候補 _____, 第2候補 _____, 特になし

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

北秋田市長



年 月 日付けで申請があった件については、次のとおり決定したので、北秋田市林業インターンシップ補助金交付要領第3条に基づき通知します。

1 制度の期間 自 年 月 日
至 年 月 日

2 決定事業者

3 主な内容

4 条件等

インターンシップにあたり、受入事業者の指示に従うこと。

様式第3号（第4条関係）

往路行程（ 年 月 日）

予定時間	
旅行行程	
備 考	

宿泊予定箇所（市内宿泊施設に限る）

宿泊予定日 年 月 日 ～ 年 月 日（計 泊）

復路行程（ 年 月 日）

予定時間	
旅行行程	
備 考	

※旅行会社等を利用する場合は、旅行会社等が発行する予定表も準用可能とする。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

北秋田市長 様

住 所
氏 名

㊟

令和 年度において、次のとおり林業インターンシップを終了しましたので北秋田市林業インターンシップ補助金交付要領第5条に基づき提出します。

1 研修期間 自 年 月 日
至 年 月 日

2 受入事業者

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

北秋田市長 様

住 所
氏 名

印

令和 年度において、次のとおり林業インターンシップを終了しましたので北秋田市林業インターンシップ補助金交付要領第5条に基づき提出します。

1 研修期間 自 年 月 日
至 年 月 日

2 研修内容

月 日	内 容	備考（具体的な内容等）
	育苗・新植・下刈・間伐・伐採・その他	
	育苗・新植・下刈・間伐・伐採・その他	
	育苗・新植・下刈・間伐・伐採・その他	
	育苗・新植・下刈・間伐・伐採・その他	
	育苗・新植・下刈・間伐・伐採・その他	
	育苗・新植・下刈・間伐・伐採・その他	
	育苗・新植・下刈・間伐・伐採・その他	

3 受入事業者名

内容確認者 職・氏名

印

（※この欄は、受入事業者に記載願います）

北秋田市林業等事業者一覧（希望事業者参考資料：あいうえお順）

事業者名	所在地	備考
有限会社伊東農園	北秋田市下杉字狐森 84 番地	合川地区
大館北秋田森林組合	北秋田市脇神字佐助岱 27 番地 2	鷹巣地区
有限会社新林林業	北秋田市米内沢字中道岱 81 番地	森吉地区
古河林業株式会社 阿仁事業所	北秋田市阿仁銀山字下新町 119 番地 6	阿仁地区
有限会社松橋木材	北秋田市阿仁比立内字積沢 83 番地	阿仁地区
有限会社山田造材部	北秋田市米内沢字鶴田中岱 189 番地	森吉地区
有限会社米澤木材	北秋田市上杉字下屋布岱 225 番地	合川地区

◇宿泊施設（主なもの）

施設名	所在地 電話番号	宿泊料金	備考
ホテルニュー松尾	北秋田市住吉町 11-7 TEL 0186-63-2311	6,800～	鷹巣地区
丸留旅館	北秋田市元町 11-32 TEL 0186-62-2034	6,270～	鷹巣地区
和風旅館 菅原館	北秋田市旭町 4-13 TEL 0186-62-0167	4,200～	鷹巣地区
伊勢堂岱温泉 縄文の湯	北秋田市脇神字平崎川戸沼 86-2 TEL 0186-63-2626	6,270～	鷹巣地区
阿仁川あゆっこ温泉	北秋田市米内沢字柳原 39-1 TEL 0186-60-5522	6,400～	森吉地区
クウィンス森吉	北秋田市小又字堂ノ下 21-2 TEL 0186-60-7000	6,900～ (朝食付き)	森吉地区
リバーサイド民宿 丸慶	北秋田市根森田字家ノ下 52-1 TEL 0186-75-2300	4,070～	森吉地区
民宿おだ	北秋田市根森田字山下 71-2 TEL 0186-75-3326	6,300～	森吉地区
旅館 千草	北秋田市阿仁銀山字下新町 125 TEL 0186-82-3119	5,000～	阿仁地区
リゾートホテル フィッシュ	北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝 206-12 TEL 0186-82-3155	7,700～	阿仁地区
阿仁の森 ぶなホテル	北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝 206 TEL 0186-82-3119	9,000～ 要相談	阿仁地区

※ 宿泊料金については R6.2.29 現在であり、素泊まりにて記載しております。施設においては物価上昇等により料金価格の変動が想定されますので、個人により確認をお願いします。

◇傷害保険

傷害保険は、J A秋田たかのす農業協同組合にて7日あたり 2,429 円で取り扱っております。

内容：死亡：1,000 万円、治療：部位と症状により変動（最高 90 万円、最小 3.75 万円）